

第 3 章 地域特性

第3章 地域特性

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。既存資料調査の対象範囲は、埼玉県環境影響評価条例第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、吉見町、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町の4市2町（以下「関係市町」という。）を基本とした。

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数

関係市町の人口及び世帯数は表3.1-1に、人口の推移は図3.1-1に示すとおりである。関係市町の人口は平成17年以降ほぼ横ばいまたはやや減少傾向となっている。

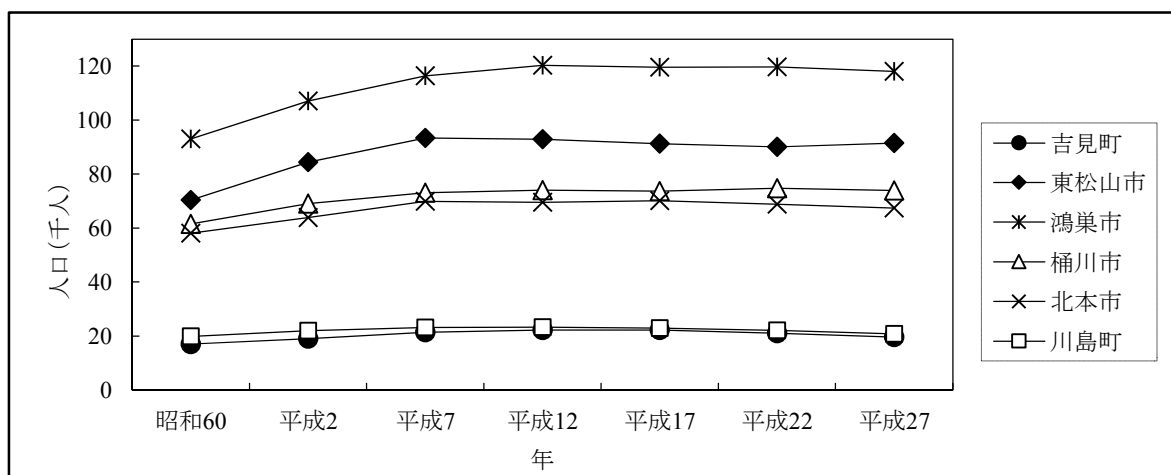
表 3.1-1 人口等の状況

市町名	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km ²)
吉見町	38.64	19,277	7,697	498.9
東松山市	65.35	90,088	39,515	1,378.5
鴻巣市	67.44	119,026	49,592	1,764.9
桶川市	25.35	75,307	32,095	2,970.7
北本市	19.82	66,913	29,003	3,376.0
川島町	41.63	20,436	8,110	490.9

注1) 面積は「平成29年度埼玉の土地 資料編」より。

注2) 人口及び世帯数は各市町ホームページより(平成30年6月1日現在人口)。

資料) 埼玉県、吉見町、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町ホームページ



注) 鴻巣市の昭和60年～平成12年の人口は旧吹上町、旧川里町を含む。

資料) 国勢調査

図 3.1-1 人口の推移

(2) 産業

関係市町の産業別就業者数は表 3.1-2(1)～(2)に示すとおりである。計画地の位置する吉見町では、製造業の就業者が最も多く(21.3%)、次に卸売業、小売業(13.6%)となっている。北本市と桶川市は卸売業、小売業の就業者比率が高く(記載順に(17.5%、18.0%)、鴻巣市・川島町・東松山市では製造業の就業者比率が高くなっている(記載順に18.1%、21.0%、21.2%)。

表 3.1-2(1) 産業別就業者数(平成 27 年)

市町名	吉見町		東松山市		鴻巣市	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	10,451	100.0	44,030	100.0	57,049	100.0
農業・林業	665	6.4	710	1.6	1,767	3.1
漁業	1	0.0	2	0.0	9	0.0
鉱業、採石業 砂利採取業	1	0.0	12	0.0	1	0.0
建設業	894	8.6	2,752	6.3	3,378	5.9
製造業	2,227	21.3	9,337	21.2	10,299	18.1
電気・ガス・熱供給・ 水道業	48	0.5	160	0.4	290	0.5
情報通信業	128	1.2	795	1.8	1,768	3.1
運輸業、郵便業	799	7.6	2,775	6.3	3,428	6.0
卸売業、小売業	1,419	13.6	6,535	14.8	9,977	17.5
金融業、保険業	150	1.4	778	1.8	1,462	2.6
不動産業、物品賃 貸業	109	1.0	754	1.7	1,129	2.0
学術研究、専門・技 術サービス業	220	2.1	1,222	2.8	1,540	2.7
宿泊業 飲食サービス業	474	4.5	2,494	5.7	2,538	4.4
生活関連サービス 業、娯楽業	362	3.5	1,824	4.1	2,016	3.5
教育、学習支援業	368	3.5	2,293	5.2	2,631	4.6
医療、福祉	1,091	10.4	4,730	10.7	5,987	10.5
複合サービス業	131	1.3	355	0.8	406	0.7
サービス業(他に分 類されないもの)	629	6.0	2,334	5.3	3,476	6.1
公務(他に分類され るものを除く)	329	3.1	1,430	3.2	2,370	4.2
分類不能	406	3.9	2,738	6.2	2,577	4.5

注) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
資料) 平成 27 年国勢調査

表 3.1-2(2) 産業別就業者数(平成 27 年)

市町名	桶川市		北本市		川島町	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	35,521	100.0	32,857	100.0	10,519	100.0
農業・林業	518	1.5	467	1.4	671	6.4
漁業	-	0.0	2	0.0	2	0.0
鉱業、採石業 砂利採取業	3	0.0	3	0.0	-	0.0
建設業	2,591	7.3	2,132	6.5	933	8.9
製造業	5,296	14.9	5,452	16.6	2,212	21.0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	170	0.5	163	0.5	35	0.3
情報通信業	1,246	3.5	1,029	3.1	122	1.2
運輸業、郵便業	2,641	7.4	2,173	6.6	768	7.3
卸売業、小売業	6,390	18.0	5,735	17.5	1,407	13.4
金融業、保険業	1,026	2.9	898	2.7	138	1.3
不動産業、物品賃 貸業	850	2.4	736	2.2	110	1.0
学術研究、専門・技 術サービス業	1,184	3.3	970	3.0	259	2.5
宿泊業 飲食サービス業	1,624	4.6	1,574	4.8	439	4.2
生活関連サービス 業、娯楽業	1,365	3.8	1,189	3.6	272	2.6
教育、学習支援業	1,560	4.4	1,396	4.2	402	3.8
医療、福祉	3,678	10.4	3,417	10.4	905	8.6
複合サービス業	143	0.4	151	0.5	106	1.0
サービス業(他に分 類されないもの)	2,539	7.1	2,420	7.4	612	5.8
公務(他に分類され るものを除く)	1,100	3.1	1,010	3.1	320	3.0
分類不能	1,597	4.5	1,940	5.9	806	7.7

注) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
資料) 平成 27 年国勢調査

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地面積は表 3.1-3 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町では、その他に分類される土地面積の比率が最も高く(31.6%)、次に田(24.3%)となっている。北本市・桶川市・東松山市では宅地の比率が最も高く(記載順に 42.0%、30.5%、21.5%)、鴻巣市・川島町では田の比率が最も高い(記載順に 25.9%、34.4%)。関係市町全般では、畑の比率が第 2 位～3 位(19.1%～25.5%)となっている。

表 3.1-3 地目別土地面積(平成 27 年 1 月 1 日)

市町名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
吉見町	面積(ha)	3,864	938	853	474	5	192	-	56	126	1,220
	比率(%)	100	24.3	22.1	12.3	0.1	5.0	-	1.4	3.3	31.6
東松山市	面積(ha)	6,535	942	1,248	1,405	26	734	-	32	817	1,331
	比率(%)	100	14.4	19.1	21.5	0.4	11.2	-	0.5	12.5	20.4
鴻巣市	面積(ha)	6,744	1,748	1,542	1,507	4	26	-	17	327	1,573
	比率(%)	100	25.9	22.9	22.3	0.1	0.4	-	0.3	4.8	23.3
桶川市	面積(ha)	2,535	143	620	772	2	76	-	11	218	693
	比率(%)	100	5.6	24.5	30.5	0.1	3.0	-	0.4	8.6	27.3
北本市	面積(ha)	1,982	60	505	833	0	74	-	1	160	349
	比率(%)	100	3.0	25.5	42.0	0.0	3.8	-	0.1	8.1	17.6
川島町	面積(ha)	4,163	1,432	841	535	9	16	-	26	113	1,191
	比率(%)	100	34.4	20.2	12.8	0.2	0.4	-	0.6	2.7	28.6

注 1) この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

注 2) 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

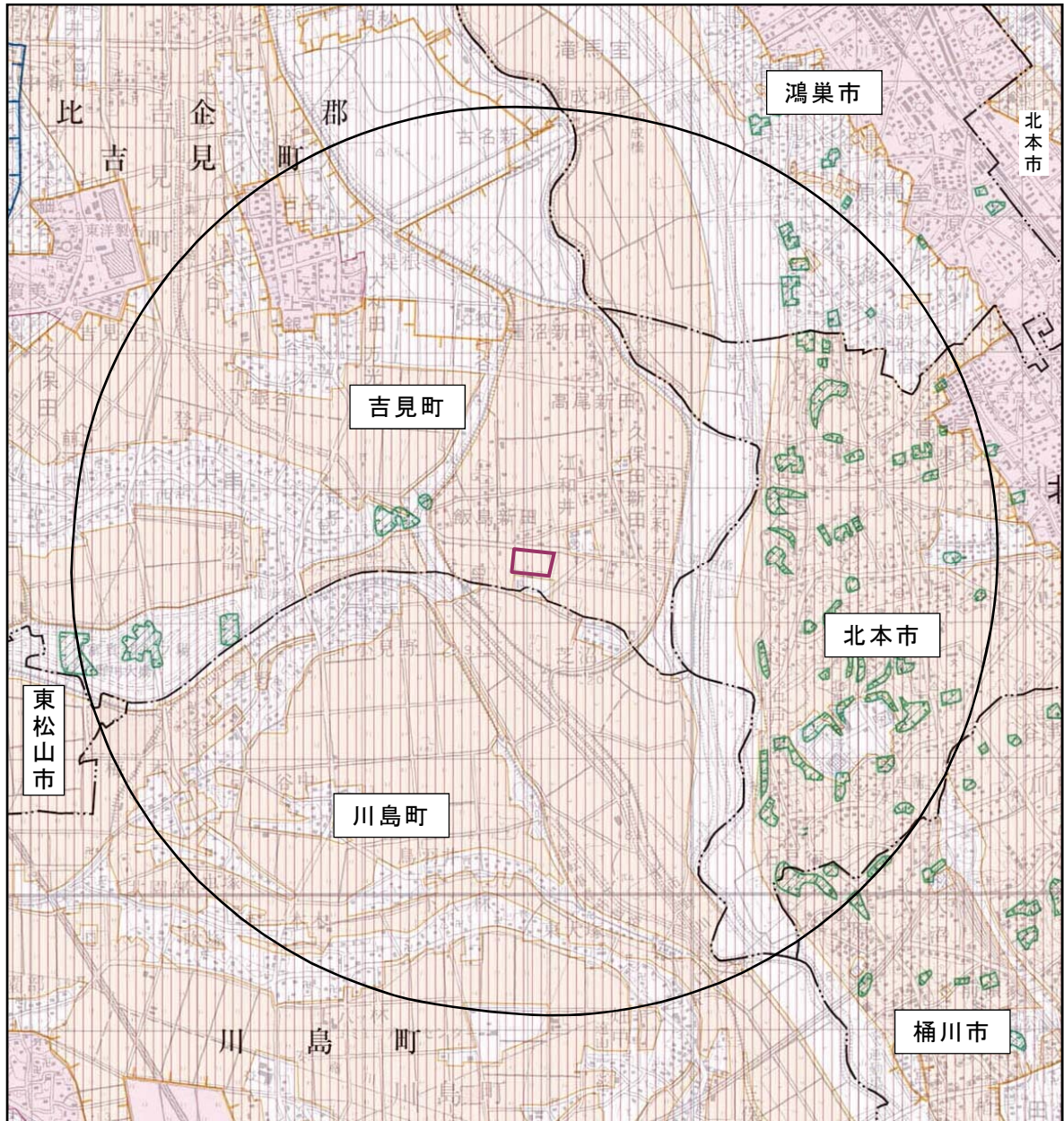
注 3) その他とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料) 平成 28 年埼玉県市町村勢概要

(2) 土地利用計画

計画地周辺の国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は図 3.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺は、その大部分が市街化調整区域であり、農用地区画が多くを占めている。計画地の北西部には市街化区域があり、東部には森林地域が点在している。計画地は都市地域(市街化調整区域)であり、農業地域(農用地区域)となっている。

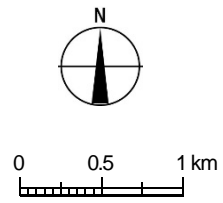


【凡例】

計画地
 計画地から3km
 - - - - 行政界

都市地域		
	市街化区域	
	市街化調整区域	
	その他都市計画区域における用途地域	
農業地域		
	農用地区域	

森林地域		
	国有林	
	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
自然公園地域		



資料) 土地利用基本計画図 平成 25 年 2 月 埼玉県

図 3.1-2 土地利用基本計画図

(3) 都市計画区域

関係市町の都市計画区域の面積は表 3.1-4 に、計画地周辺の都市計画図は図 3.1-3 に示すとおりである。

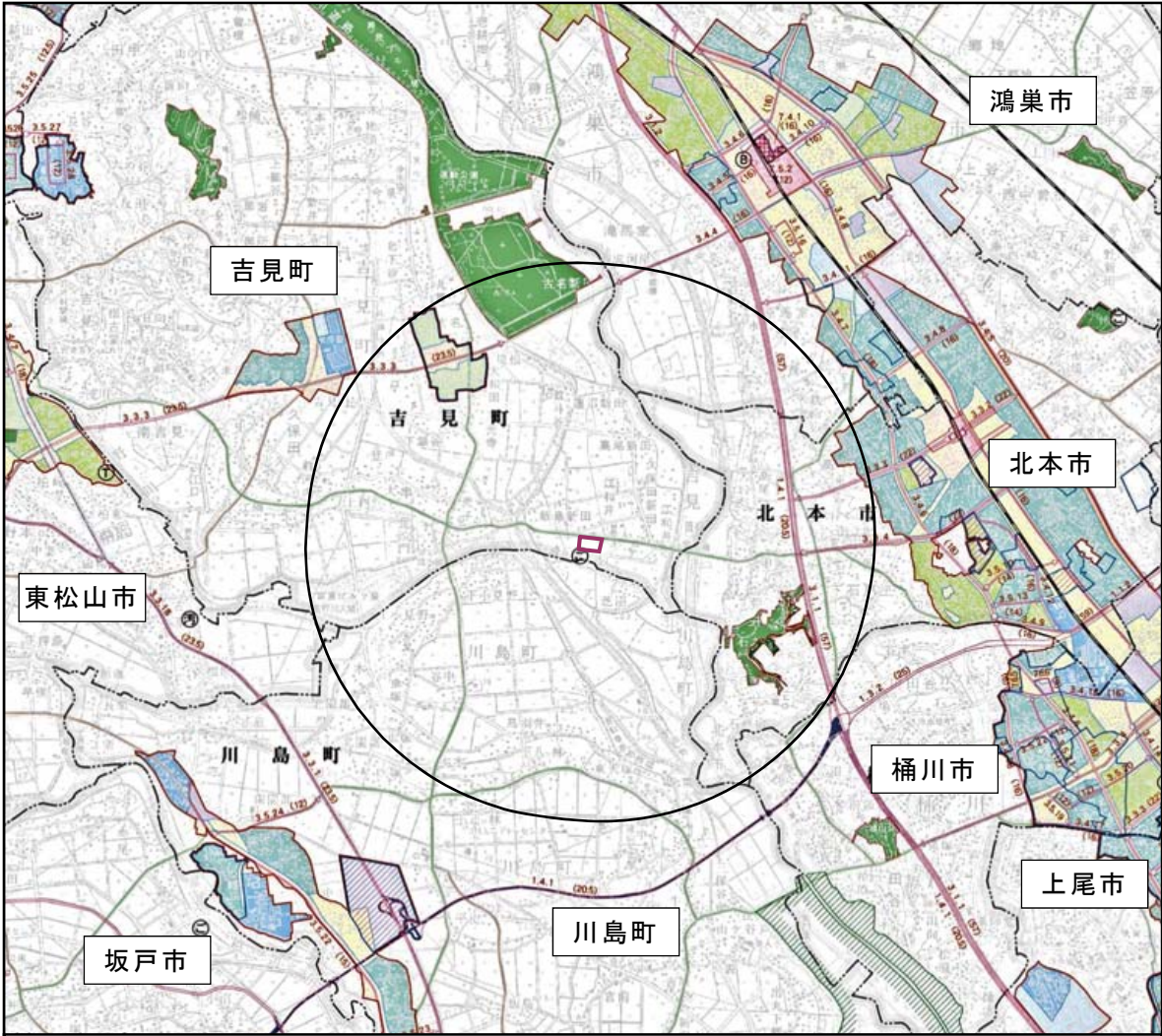
関係市町のすべてが都市計画区域となっており、計画地は市街化調整区域(用途地域の定めのない地域)となっている。

表 3.1-4 都市計画区域面積

単位:ha

市町名	市町面積	都市計画区域			
		区域面積	市街化区域面積	用途地域面積	市街化調整区域面積
吉見町	3,863	3,863	187	187	3,676
東松山市	6,533	6,533	1,113	1,033	5,420
鴻巣市	6,749	6,749	1,532	1,530	5,217
桶川市	2,526	2,526	826	826	1,700
北本市	1,984	1,984	721	721	1,263
川島町	4,172	4,172	315	315	3,857

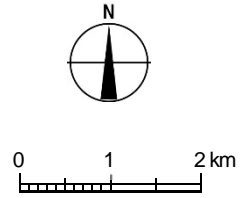
資料) 平成 29 年度埼玉の土地 資料編 埼玉県



【凡例】

計画地
 計画地から3km

行政界			準防火地域
都市計画区域界			地区計画等区域
市街化区域・市街化調整区域区分線			主な都市計画公園・緑地等
市街化調整区域			都市計画道路
用途地域			都市計画河川
第一種低層住居専用地域	建ぺい率 (%) 30~60	容積率 (%) 60~200	都市高速鉄道
第二種低層住居専用地域	50~60	80~200	自動車駐車場
第一種中高層住居専用地域	40~60	100~200	自転車駐車場
第二種中高層住居専用地域	40~60	100~200	下水道終末処理場
第一種住居地域	60	200~300	ごみ焼却場等
第二種住居地域	60	200~300	汚物処理場
準住居地域	60	200~300	火葬場
近隣商業地域	80	200~300	市場
商業地域	80	200~800	流通業務団地
準工業地域	60	200~300	近郊緑地保全区域
工業地域	60	200	高速自動車道等
工業専用地域	30~60	200	一般国道
特別用途地区			主要地方道
高度利用地区			一般県道
防火地域			



資料) 埼玉県都市計画図 平成 24 年 3 月 埼玉県都市整備部都市計画課

図 3.1-3 都市計画図

3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の分布

計画地の位置する吉見町は、東に一級河川の荒川、南西に一級河川の市野川、町西部の丘陵部の東側には準用河川の横見川が流れている。丘陵部には農業用のため池が数多く分布している。吉見町にあるため池で最も水面積が大きいのは大沼、次いで八丁湖である。

計画地周辺は、田・畑が広がっており農業用の水路が多数分布する。

(2) 上水道

関係市町の上水道の状況は表 3.1-5 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町は吉見浄水場と行田浄水場から受水し、上水道普及率は 100%となっている。

表 3.1-5 上水道の状況

市町名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
吉見町	19,162	30,000	19,162	100
東松山市	91,913	106,000	89,817	97.7
鴻巣市	117,890	122,234	117,833	100
桶川市	74,214	75,600	73,917	99.6
北本市	66,590	69,300	66,324	99.6
川島町	20,353	29,100	20,340	99.9

注) 普及率:現在給水人口/行政区域内総人口×100、小数点以下第2位を四捨五入している。
資料) 埼玉県の水道平成29年度版 平成30年3月 埼玉県保健医療部生活衛生課

(3) 漁業権

計画地の位置する吉見町に関する漁業権としては、埼玉県共第 2 号の第 5 種共同漁業権漁場があり、共第 2 号の漁業権の設定状況は表 3.1-6 に示すとおりである。

共第 2 号の漁場の区域は荒川、旧荒川、市野川等多くの河川があり、漁場の位置には関係市町がすべて入っている。

表 3.1-6 埼玉県共第 2 号第 5 種共同漁業権

免許番号	漁場の区域 (河川等名称)	漁業権 魚種	漁業権者 (漁業協同組合)	漁場の位置 (市区町村)
共第 2 号	荒川、芝川、新芝川、 新河岸川、白子川、 越戸川、谷中川、 黒目川、柳瀬川、 東川、不老川、 九十川、菖蒲川、 緑川、笹目川、鴨川、 鴻沼川、びん沼川、 新河岸川放水路、 江川、市野川、 新江川、滑川、角川、 粕川、新川、 旧荒川(上池、中池、下池)、 旧荒川、丸堀(荒川)、 山王堀(荒川)、 地藏沼(荒川)、 江川排水路、 伊佐沼代用水路、 古川排水路、灰俵沼、 伊佐沼、明善谷沼、 城ヶ谷沼、八反沼	あゆ うぐい おいかわ こい ふな うなぎ どじょう わかさぎ なまず	武蔵 埼玉南部 入間	吉見町、鴻巣市 北本市、川島町 桶川市、上尾市 川越市、 さいたま市 富士見市 志木市、朝霞市 和光市、戸田市 川口市 ふじみ野市 新座市、三芳町 所沢市、入間市 狭山市、蕨市 寄居町、小川町 嵐山町、滑川町 東松山市

資料) 埼玉県ホームページ

(4) 地下水の利用

関係市町の地域別地下水採取量の推移は表 3.1-7 に示すとおりである。

比企地域及び中央部地域の地下水の用途は、水道用として最も多く利用されている。また、計画地の位置する吉見町が含まれる比企地域の地下水採取量の合計は平成 25 年度以降ほぼ横ばいである。

表 3.1-7 地下水採取量の推移

単位：千 m³/日

地域名	用途	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
比企地域 吉見町他 ¹⁾	水道用	20.3	19.7	19.1	19.1	19.7
	建設物用	1.0	1.0	0.7	0.7	0.7
	工業用	3.3	3.2	3.9	3.9	3.4
	計	24.6	23.8	23.7	23.7	23.8
中央部地域 鴻巣市他 ²⁾	水道用	124.8	128.5	131.6	129.5	126.4
	建設物用	4.1	3.9	4.2	4.5	5.1
	工業用	26.9	25.3	26.3	23.3	22.7
	計	155.9	157.8	162.1	157.4	154.2

注 1) 吉見町以外に比企地域に含まれる市町：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町。

注 2) 鴻巣市(旧川里町を除く)以外に中央部地域に含まれる市町：さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、白岡市、伊奈町。

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

3.1.4 交通の状況

(1) 道路交通

計画地周辺には、一般国道の 17 号及び 254 号、主要地方道の川越栗橋線、東松山鴻巣線、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、日高川島線、鴻巣桶川さいたま線の道路が通っている。

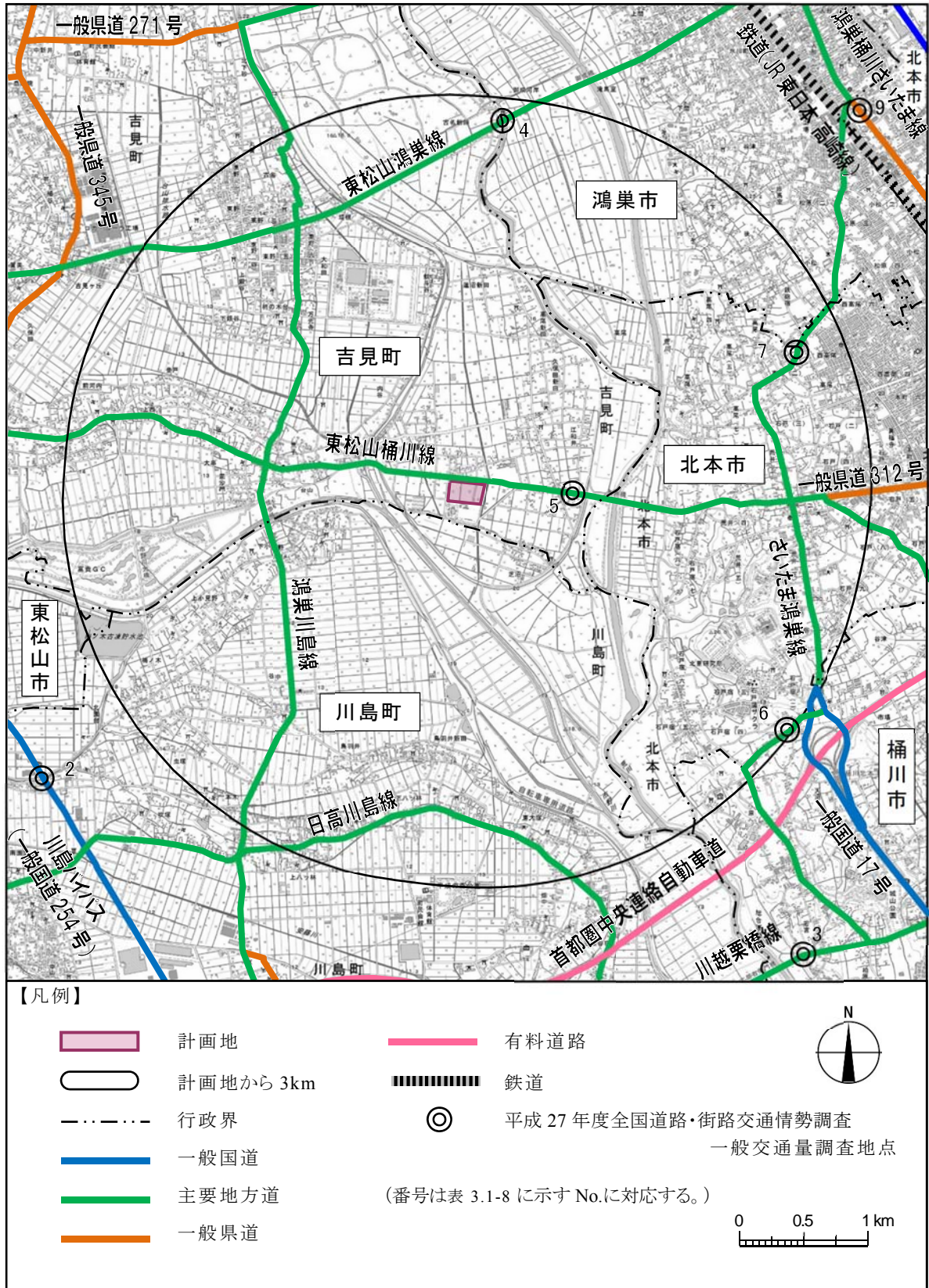
計画地周辺の平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果は表 3.1-8 に、平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査地点は図 3.1-4 に示すとおりである。計画地の北側に接して通る東松山桶川線の交通量(図 3.1-4 の 5 番)は、12 時間交通量が約 9,700 台、24 時間交通量が約 13,000 台となっており、計画地周辺では交通量がやや多い道路といえる。

表 3.1-8 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果

No.	路線名	交通量観測地点	昼間 12 時間自動車類 交通量(台)			24 時間自動車類 交通量(台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道 17 号	—	4,094	1,069	5,163	5,113	1,599	6,712
2	一般国道 254 号	比企郡川島町 北園部 479	18,287	6,112	24,399	25,968	8,191	34,159
3	川越栗橋線	桶川市川田谷 2388	9,944	3,253	13,197	13,976	4,240	18,216
4	東松山鴻巣線	比企郡吉見町 丸貫 950-4	8,844	3,379	12,223	12,229	4,028	16,257
5	東松山桶川線	比企郡吉見町 江和井 278	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
6	さいたま鴻巣線	北本市石戸宿 2 丁目 234	3,142	536	3,678	3,968	666	4,634
7	さいたま鴻巣線	北本市高尾 2 丁目 275	3,659	351	4,010	4,718	535	5,253
8	日高川島線	—	4,937	725	5,662	6,339	965	7,304
9	鴻巣桶川 さいたま線	北本市深井 2 丁目 1	8,300	397	8,697	10,657	823	11,480
10	鴻巣川島線	—	5,339	1,586	6,925	7,109	1,894	9,003

注) 一般国道 17 号及び日高川島線並びに鴻巣川島線の交通量は平成 27 年度は非観測であり、国土交通省による平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査の推定値を示す。

資料) 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査



資料) 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査一般交通量図 及び 国土院 1/25,000 地形図
 図 3.1-4 道路交通網及び平成27年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査地点

(2) 鉄道

計画地周辺 3km の範囲には鉄道路線はなく、計画地の東側約 4km の距離に JR 東日本の高崎線が通っている。

計画地に最も近い北本駅の乗車人員の経年推移は表 3.1-9 に示すとおりである。

平成 28 年度の北本駅乗車人員は、定期が約 76% であり、定期外が約 24% であった。平成 24 年度以降の定期乗車人員はゆるやかな減少傾向にある。定期外はほぼ横ばいとなっている。

表 3.1-9 JR 東日本北本駅乗車人員の推移

単位：人

年度	北本駅乗車人員		
	総数	定期	定期外
平成 24 年度	7,127,882	5,481,836	1,646,046
平成 25 年度	7,175,872	5,528,162	1,647,710
平成 26 年度	7,055,934	5,409,345	1,646,589
平成 27 年度	7,134,121	5,459,562	1,674,559
平成 28 年度	6,996,210	5,342,355	1,653,855

資料) 平成 25 年度版～平成 29 年度版埼玉県統計年鑑

3.1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全上配慮が必要な施設

計画地周辺の環境保全上配慮が必要な施設の状況は表 3.1-10 及び図 3.1-5 に示すとおりである。計画地周辺 3km の範囲には 36 箇所の環境保全上配慮を要する施設があり、計画地近傍に位置する施設としては、計画地南側に老人福祉センター荒川荘が、次いで計画地の北東約 640m の距離に吉見町立東第二小学校が存在する。

表 3.1-10 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	所在地
1	保育園	たかいたかい保育園	鴻巣市原馬室 2825
2		高尾保育園	北本市高尾 8-180
3		けやき保育園	川島町大字下八ツ林 866
4	幼稚園	いしと幼稚園	北本市荒井 3-57
5	小学校	吉見町立東第一小学校	吉見町東野 5-20-1
6		吉見町立東第二小学校	吉見町大字江和井 1555
7		鴻巣市立馬室小学校	鴻巣市大字滝馬室 555
8		北本市立石戸小学校	北本市荒井 2-320
9		川島町立八ツ保小学校	川島町大字畑中 31
10		川島町立小見野小学校	川島町大字谷中 99
11	中学校	鴻巣市立鴻巣南中学校	鴻巣市原馬室 3685
12		北本市立西中学校	北本市石戸 9-210
13	専修学校	北里大学看護専門学校	北本市荒井 6-102
14	病院	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
15		平成の森・川島病院	川島町大字畑中 478-1
16	福祉施設	のぎく会ロワジュール月館	吉見町東野 3-14-11
17		のぎく会吾妻	吉見町東野 6-7-12
18		のぎく会のぎく寮	吉見町大字蚊斗谷 64-1
19		グループホーム萌友寮	吉見町前河内 320-3
20		老人福祉センター荒川荘	吉見町大字大串 2843
21		馬室たんぼぼ翔裕園	鴻巣市原馬室 3335
22		かがやきの郷	北本市荒井 3-79
23		カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿 5-236
24		はにわの里	桶川市川田谷 7141-1
25		安らぎの里	桶川市川田谷 7141-1
26		平成の森	川島町大字畑中 478-1
27		グループホームにじ	川島町下八ツ林 669-3
28		カノン	吉見町東野 4-11-5
29		ぬくぬく	川島町下八ツ林 571-1
30		心 吉見	吉見町東野 6-6-25
31		はーとらいふ北本	北本市荒井 3-253-1
32		デイサービス なの花苑	吉見町飯島新田 780
33		リハビリデイサービスいちご	吉見町谷口 143-1
34	児童館及び 学童保育所	あたご児童センター	鴻巣市原馬室 3460-1
35		いちごクラブ	吉見町東野 5-20-1
36		かわじま学童クラブ	川島町大字畑中 348

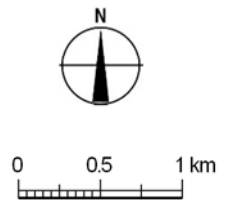
- 注 1) 認可保育所(園):平成 29 年 5 月現在。
 注 2) 認可外保育施設:平成 29 年 4 月 1 日現在。
 注 3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校:平成 29 年 5 月 1 日現在。
 注 4) 病院:平成 29 年 4 月 1 日現在。
 注 5) 介護老人保健施設:平成 29 年 9 月 1 日現在。
 注 6) 指定共同生活援助事業所:平成 30 年 2 月 28 日時点。
 注 7) 生活介護施設:平成 30 年 3 月 1 日現在。
 注 8) 特別養護老人ホーム:平成 30 年 3 月 1 日現在。
 注 9) 有料老人ホーム:平成 30 年 2 月 1 日現在。
 注 10) 老人福祉センター:平成 29 年 5 月 1 日現在。
 注 11) 児童館及び学童保育所:平成 29 年 5 月 1 日現在。
 資料) 埼玉県ホームページ



【凡例】

- 計画地
- 計画地から 3km
- 行政界
- 保 保育園
- 中 中学校
- 児 児童館及び学童保育所
- 幼 幼稚園
- 高 高等学校
- 病 病院
- 小 小学校
- 専 専修学校
- 福 福祉施設

(番号は表 3.1-10 に示す No.に対応する。)



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図

図 3.1-5 環境保全上配慮が必要な施設

(2) 環境保全上配慮が必要な住宅

環境保全上配慮が必要な住宅としては、都市計画法第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が挙げられる。

計画地周辺の都市計画法に基づく用途地域の状況は、図 3.1-3(3-7 ページ)に示したとおりである。計画地の北北西約 2.5km の距離に第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域、東北東約 3km の距離に第一種低層住居専用地域が存在している。

3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況

(1) 下水道

関係市町の公共下水道整備状況は表 3.1-11 に示すとおりである。計画地の位置する吉見町の下水道普及率は 23.9%であり、関係市町の中で最も低い。他の市町の普及率は、40～50%が 2 市町、70%を超えるものが 3 市となっている。

表 3.1-11 公共下水道整備状況

市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
吉見町	19,632	4,687	23.9
東松山市	89,956	41,315	45.9
鴻巣市	119,048	91,327	76.7
桶川市	75,263	60,073	79.8
北本市	67,381	49,621	73.6
川島町	20,658	10,445	50.6

注 1) 平成 28 年度末

注 2) 吉見町には特定環境保全公共下水道を含む。

注 3) 普及率=処理人口/行政人口×100

資料) 埼玉県ホームページ

(2) し尿処理

(a) 水洗化状況

関係市町の水洗化状況は表 3.1-12 に示すとおりである。関係市町の水洗化率は 97.1%～99.7%となっており、北本市が最も高い水洗化率である。計画地の位置する吉見町は水洗化人口のうち浄化槽人口の比率(浄化槽人口/総人口×100)が 78.5%と高く、他の市町は 22%～52%となっている。

計画地隣地には、農業集落排水処理施設(東第二地区クリーン施設、処理能力 316m³/日)が設置されている。

表 3.1-12 水洗化状況

市町名	総人口 (人)	水洗化人口(人)			水洗化 率 (%)	非水洗化人口(人)			非水洗 化率 (%)
		公共 下水道 人口	浄化槽 人口	計		計画 収集 人口	自家 処理 人口	計	
吉見町	20,103	3,881	15,775	19,656	97.8	447	0	447	2.2
東松山市	89,528	40,641	46,287	86,928	97.1	2,600	0	2,600	2.9
鴻巣市	119,262	85,569	31,789	117,358	98.4	1,904	0	1,904	1.6
桶川市	74,978	54,432	19,786	74,218	99.0	760	0	760	1.0
北本市	68,222	52,932	15,103	68,035	99.7	187	0	187	0.3
川島町	21,088	10,377	10,584	20,961	99.4	127	0	127	0.6

注) 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む。

資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(b) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 3.1-13 に示すとおりである。関係市町は下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画地の位置する吉見町の処理量は、5,634 キロリットルで関係市町の中で 2 番目に低い。

表 3.1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量

市町名	処理量(kL)			左記の処理区分(kL)			自家処理量(kL)	総処理量(kL)
	汲み取りし尿	浄化槽汚泥	処理施設の処理量	下水道投入量	その他			
吉見町	5,634	809	4,825	5,634	0	0	0	5,634
東松山市	18,296	1,644	16,652	18,296	0	0	0	18,296
鴻巣市	11,732	1,845	9,887	11,732	0	0	0	11,732
桶川市	7,839	718	7,121	7,839	0	0	0	7,839
北本市	5,496	429	5,067	5,496	0	0	0	5,496
川島町	5,703	309	5,394	5,703	0	0	0	5,703

資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(3) ごみ排出量

(a) 関係市町のごみ排出

関係市町のごみ排出量は表 3.1-14 に示すとおりである。関係市町のうち総排出量が最も多いのは、鴻巣市(約 34,500 トン)となっている。計画地の位置する吉見町の排出量は、収集ごみ量が約 4,900 トン、直接搬入量が約 300 トン、集団回収量が約 300 トンとなっており、これらを合計した総排出量は約 5,500 トンとなっている。

表 3.1-14 ごみ排出量

市町名	総排出量(t)				
			総搬入量(t)	集団回収量(t)	
	収集ごみ量(t)	直接搬入量(t)			
吉見町	4,875	285	5,160	295	5,455
東松山市	26,563	3,280	29,843	665	30,508
鴻巣市	33,363	1,138	34,501	1,066	35,567
桶川市	20,141	1,881	22,022	0	22,022
北本市	18,707	932	19,639	0	19,639
川島町	5,978	1,740	7,718	578	8,296

注) 総搬入量は、事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量の総和。

資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(b) 1日あたりのごみ排出量

関係市町の1日あたりのごみ排出量は表 3.1-15 に示すとおりである。関係市町のうち1日あたりのごみ排出量が最も多いのは、鴻巣市(約 100トン)となっている。計画地の位置する吉見町の1日あたりのごみ排出量は 15トンとなっている。関係市町のうち1人1日あたりの排出量が最も多いのは、川島町(約 1,100グラム)である。吉見町は約 740グラムであり、関係市町の中で最も少ない。

表 3.1-15 1日あたりのごみ排出量

市町名	総排出量 (t)	計画収集人口 (人)	1日あたりの排出量 (t)	1人1日あたりの排出量 (g)
吉見町	5,455	20,103	15	741
東松山市	30,508	89,528	83	931
鴻巣市	35,567	119,262	97	815
桶川市	22,022	74,978	60	802
北本市	19,639	68,222	54	787
川島町	8,296	21,088	23	1,075

注) 総排出量は、総搬入量〔事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量〕及び集団回収量の総和。
資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(c) ごみ処理量

関係市町のごみ処理量は表 3.1-16 に示すとおりである。関係市町のうちごみ処理量が最も多いのは鴻巣市(約 33,500 トン)となっている。計画地の位置する吉見町の処理区分別割合は、焼却施設で直接焼却された量が約 3,700 トン(70.7%)で、古紙やアルミ缶等の直接資源化量が約 480 トン(9.3%)、直接最終処分はなかった。

表 3.1-16 ごみ処理量

市町名	総処理量(t)	処理区分			
		直接焼却量 (t)	直接焼却以外 の中間処理量 (t)	直接資源化量 (t)	直接最終処分量 (t)
吉見町	5,160	3,647	1,032	481	0
東松山市	29,849	23,191	4,788	1,801	69
鴻巣市	33,536	25,270	4,200	4,066	0
桶川市	22,022	15,172	4,907	1,537	406
北本市	19,639	14,472	1,885	3,282	0
川島町	7,798	6,409	612	777	0

注) 総処理量は、総搬入量〔事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量〕に処分年度繰越量等を加えた量をいう。
資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(d) 再生利用状況

関係市町のごみ再生利用状況は表 3.1-17 に示すとおりである。関係市町のうち再生利用率が最も高いのは桶川市(32.2%)となっている。計画地の位置する吉見町のリソースごみ回収量は約 1,400トン、集団回収量は約 300トン、再生利用量は約 1,700トン、再生利用率は 30.2%となっている。

表 3.1-17 再生利用状況

市町名	再生利用量(t)		総処理量+ 集団回収量 (t)	再生利用率 (%)
	資源ごみ 回収量(t)	集団回収量 (t)		
吉見町	1,355	295	1,650	30.2
東松山市	5,727	665	6,392	20.9
鴻巣市	8,616	1,066	9,682	28.0
桶川市	7,081	0	7,081	32.2
北本市	4,871	0	4,871	24.8
川島町	2,097	578	2,675	31.9

注 1) 資源ごみ回収量は、総処理量〔総搬入量〔事業系ごみ量及び生活系ごみ(家庭系ごみ+資源ごみ)量〕+処分年度繰越量等〕のうち、直接資源化または中間処理後再生利用された量をいう。

注 2) 再生利用率=再生利用量/(総処理量+集団回収量)×100。

資料) 一般廃棄物処理事業の概況平成 27 年度実績 平成 29 年 5 月 埼玉県環境部資源循環推進課

(e) 中間処理施設の状況

関係市町の中間処理施設の状況は、表 3.1-18 及び表 3.1-19 に示すとおりである。いずれの施設も稼働開始から年数がかかり経過している。

表 3.1-18 ごみ焼却施設の概要

施設名称	所在地	処理能力 (t/日)	使用開始 年度
東松山市クリーンセンター	東松山市神戸 2272	180	S52
桶川市環境センター	桶川市大字小針領家 1160	240	S52
小川地区衛生組合ごみ焼却場	小川町中爪 1681-1	62	S51
埼玉中部環境センター	吉見町大字大串 2808	240	S59
川島町環境センター	川島町大字曲師 370	40	S54

表 3.1-19 中間処理施設(ごみ焼却施設以外)の概要

施設名称	所在地	処理能力	使用開始 年度
東松山市ペットボトル選別・圧縮梱包ライン	東松山市西本宿 2400-1 外	2.0t/5h	H13
桶川市粗大ごみ処理施設	桶川市大字小針領家 1160	20t/5h	H 元
桶川市リサイクルセンター	桶川市大字小針領家 1160	36t/5h	S62
小川地区衛生組合不燃物処理場	小川町大字中爪 1681-2	20/5h	S52
小川地区衛生組合不燃物ストック場	小川町大字中爪 1681-2	1.5t/5h	H9
埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設	吉見町大字大串 2808	45t/5h	S59
川島町環境センター(不燃物処理施設)	川島町大字曲師 370	10t/5h	S54
川島町環境センター(容器梱包処理施設)紙・プラスチック	川島町大字曲師 370	300kg/h	H13
川島町環境センター(容器梱包処理施設)ペットボトル	川島町大字曲師 370	150kg/h	H13

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

(a) 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示25号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1-20に示すとおりである。

表 3.1-20 大気汚染に係る環境基準(ダイオキシン類を含む)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。ただし、1日平均値の年間98%値の算定にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いない。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	【短期的評価】 測定を行なった日または時間について、測定結果を環境基準にてらして評価を行う。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	【長期的評価】 年間における1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行う。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	【短期的評価】 測定を行なった日または時間について、測定結果を環境基準にてらして評価を行う。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	【短期的評価】 測定を行なった日または時間について、測定結果を環境基準にてらして評価を行う。ただし、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
ダイオキシン類 (DXNs)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	環境基準が年間平均値についての条件として定められていることから、同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価することとする。

資料) 「大気汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日環境庁告示25号 改正:平成8年10月25日環境省告示73号、「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日環境庁告示38号 改正:平成8年10月25日環境省告示74号、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日環境庁告示4号 改正:平成13年4月20日環境省告示30号、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示68号 改正:平成21年3月31日環境省告示11号、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」平成21年9月9日環境省告示33号。

(b) 公害の防止に関する法令に基づく地域の指定状況及び規制基準

(ア) 大気汚染防止法等に基づく排出基準及び指定地域

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)では、火格子面積が2m²以上、または焼却能力が1時間あたり200kg以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスは、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乘せ基準が定められている。

i) ばいじんの排出基準

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は表3.1-21に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設の焼却能力は4,750kg/時・炉(228t/日・2炉)の計画であるため、ばいじんの排出基準は0.04g/m³Nが適用される。

表 3.1-21 ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設	4,000kg/時以上	12	0.04
	平成10年7月2日 以降に設置	2,000～4,000kg/時		0.08
		2,000kg/時未満		0.15
	既設	4,000kg/時以上		0.08
	平成10年7月1日 以前に設置	2,000～4,000kg/時		0.15
		2,000kg/時未満		0.25

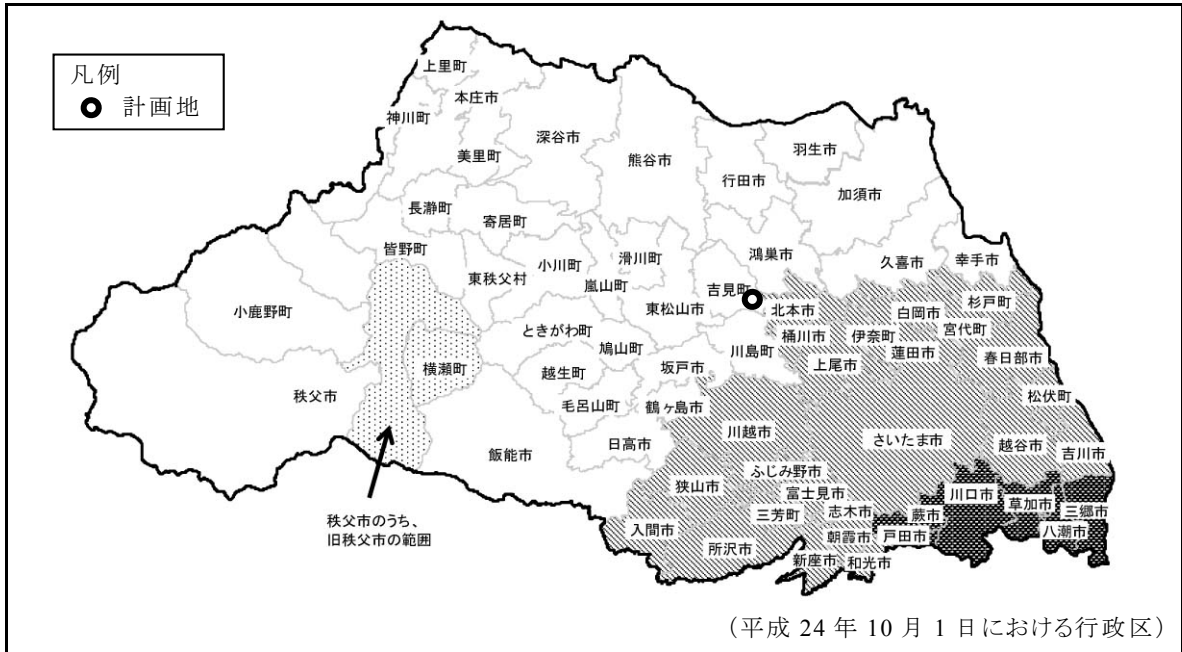
資料) 埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係 平成29年4月 埼玉県環境部大气環境課

ii) 硫黄酸化物の規制基準

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は図3.1-6に示すとおりである。

計画地の位置する吉身町は100号地域に該当し、K値は17.5が適用される。

なお、大気汚染防止法に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では27号地域が指定地域となっており、吉見町は適用されない。



根拠法令		大気汚染防止法	
項目	地域	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)
		法第 3 条第 3 項 (特別排出基準) 昭和 49 年 4 月 1 日以降設置	
		27 号地域	3.5
		26 号地域	9.0
		28 号地域	14.5
		100 号地域	17.5

資料) 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 29 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

図 3.1-6 硫黄酸化物の K 値規制

iii) 窒素酸化物の排出基準等

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく窒素酸化物の指導基準は表 3.1-22 に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設は連続炉で計画されているため、窒素酸化物の排出基準は 250ppm、指導基準は 180ppm が適用される。

表 3.1-22 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	標準酸素濃度 (On%)	昭和 59 年 10 月 1 日 以降に設置	
				排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	12	250	180
		4 未満		250	180
	前項以外	4 以上		250	180
		4 未満		—	180

資料) 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 29 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

iv) 有害物質の排出基準等

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質の排出基準及び埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」に基づく上乗せ基準は表 3.1-23 に示すとおりである。

本事業において新設するごみ焼却処理施設の焼却能力は 4,750kg/時・炉(228t/日・2 炉)の計画であるため、塩化水素の排出基準は 700mg/m³N、上乗せ基準は 200mg/m³N が適用される。

表 3.1-23 有害物質の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		有害物質の排出基準(窒素酸化物を除く)					
		カドミウム 及びその 化合物 (mg/m ³ N)	塩素 (mg/m ³ N)	塩化水素 (mg/m ³ N)		弗素、弗化 水素及び 弗化珪素 (mg/m ³ N)	鉛及びそ の化合物 (mg/m ³ N)
				上乗せ 基準	排出 基準		
廃棄物 焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満	—	—	500	700	—	—
	同上 500kg/時以上			200	700		

資料) 埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係 平成 29 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

v) ダイオキシン類の排出基準等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準は表 3.1-24 に示すとおりである。また、平成 9 年 1 月に国が通知した、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(以下「新ガイドライン」という。)では、今後建設される新設のごみ焼却炉について恒久対策の基準が示されている(表 3.1-25)。

本事業において新設のごみ焼却処理施設の焼却能力は 4,750kg/時・炉(228t/日・2 炉)の計画であるため、ダイオキシン類の排出基準は 0.1ng-TEQ/m³N が適用される。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、表 3.1-26 に示すダイオキシン類の量の基準の適用を受ける。

表 3.1-24 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガスの排出基準

特定施設	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
		新設	既設
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上または 火床面積 0.5m ² 以上)	4,000kg/時以上	0.1	1
	2,000kg/時以上 4,000kg/時未満	1	5
	2,000kg/時未満	5	10

注 1) 廃棄物焼却炉(火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200kg/時以上)は平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。

注 2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

資料) ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

表 3.1-25 新ガイドラインの恒久対策の基準

炉の種類	区分		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
全連続炉	新設炉		0.1
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5
		旧ガイドライン非適用炉	1
准連続炉 機械化バッチ炉 固定バッチ炉	既設炉	連続運転	1
		間欠運転	5

資料) ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について 平成 9 年 1 月(衛環 21 号)

厚生省生活衛生局水道環境部長通知

表 3.1-26 ばいじん等の処分を行う場合のダイオキシン類の量の基準

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設:廃棄物焼却炉	基準
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 1g につき含まれるダイオキシン類の量	3 ng-TEQ/g

資料) ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

vi) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号、以下「改正法」という。)をはじめ大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号、以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく、廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は表 3.1-27 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設の排出基準は $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ が適用される。

なお、本改正規則の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日となっている。

表 3.1-27 大気汚染防止法改正規則に基づく水銀の排出基準

対象施設	施設規模	標準酸素濃度 (On%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
			新設	既設
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第 7 条第 5 号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積 2m^2 以上又は焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	12	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	12	50	100

資料) 大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について 平成 28 年 9 月(環水大大発第 1609264 号) 環境省 排出ガス中の水銀測定法 平成 28 年環境省告示 94 号

(イ) 自動車 NO_x・PM 法に基づく対策地域

自動車からの排出ガスについては、埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年条例第 57 号、以下「県条例」という。)及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号、以下「自動車 NO_x・PM 法」という。)に基づき、図 3.1-7 に示す対策地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。関係市町は、すべて県条例及び自動車 NO_x・PM 法適用地域となっている。



資料) 自動車 NO_x・PM 法対策地域図 埼玉県ホームページ
注) 対策地域は平成 14 年 10 月の行政区域に基づき定められている。

図 3.1-7 県条例及び自動車 NO_x・PM 法適用地域

(2) 騒音

(a) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 3.1-28～表 3.1-30 に示すとおりである。計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、B 地域となっている。

また、主要地方道東松山桶川線に面する道路端から 15m の範囲については、幹線交通を担う道路に近接する空間が適用される。

表 3.1-28 一般地域の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 工業専用地域については適用されない。

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

表 3.1-29 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

表 3.1-30 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
	午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

注 1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

注 2) 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。

注 3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

(b) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 騒音規制法等に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-31 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-8 に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第 2 種区域となっている。

なお、計画地南側 50m の区域内に福祉施設(老人福祉センター荒川荘)が立地しているが、この施設は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき設置された老人福祉センターであり、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームに該当しないため、計画地は第 2 種区域の規制基準がそのまま適用される。

表 3.1-31 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 午前 6 時から 午前 8 時	昼 午前 8 時から 午後 7 時	夕 午後 7 時から 午後 10 時	夜 午後 10 時から 午前 6 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域				
	第 2 種中高層住居専用地域				
第 2 種 区域	第 1 種住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第 2 種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)				
第 3 種 区域	近隣商業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	商業地域				
	準工業地域				
第 4 種 区域	工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
	工業専用地域(一部地域)				

注 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。

注 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

注 3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。(騒音の第 1 種区域は除く。)

資料) 工場・事業場等の騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ



資料) 工場・事業場等の振動・騒音規制について 埼玉県ホームページ

図 3.1-8 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制地域

(イ) 作業場等における騒音規制

埼玉県生活環境保全条例では、県内全域(さいたま市を除く)を対象に、表 3.1-32 に示す規制対象作業場を指定し、騒音を規制している。

本事業では、自動車 20 台以上の駐車場を整備する計画であるため、作業場等に係る騒音規制が適用される。

なお、作業場等に係る騒音規制は、表 3.1-31(3-30 ページ)に示す区域区分及び規制対象と同様である。

表 3.1-32 規制対象作業場

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150m² 以上であるもの② 自動車駐車場(駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 4 号に規定する自動車の収容能力が 20 台以上のものに限る。)③ トラクターミナル(自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 2 条第 6 項に規定するトラクターミナルをいう。) |
|---|

資料) 作業場等における騒音・振動規制について 及び 埼玉県生活環境保全条例 別表第 6
埼玉県ホームページ

(ウ) 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準は表 3.1-33 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-9 に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、1号区域となっている。

表 3.1-33 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	85 デシベル	午後7時から 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜 ・ 休日
	2号区域		工業地域 工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)	午後10時から 午前6時		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

注3) 騒音規制法の対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

- ① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ② びょう打機を使用する作業
- ③ さく岩機を使用する作業
- ④ 空気圧縮機を使用する作業
- ⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ⑥ バックホウを使用する作業
- ⑦ トラクターショベルを使用する作業
- ⑧ ブルドーザーを使用する作業

資料) 特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ



資料) 特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

図 3.1-9 騒音規制法及び振動規制法の規制地域(特定建設作業)

(I) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.1-34 に示すとおりである。計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり b 区域となっている。

なお、主要地方道東松山桶川線に面する区域については、b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域が適用される。

表 3.1-34 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル (75 デシベル)	55 デシベル (70 デシベル)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル (75 デシベル)	65 デシベル (70 デシベル)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル (75 デシベル)	70 デシベル (70 デシベル)

注 1) ()内は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)である。

注 2) 区域の類型は以下のとおりである。

a 区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地

b 区域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

(3) 振動

(a) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.1-35 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-8(3-30 ページ)に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第 1 種区域となっている。

なお、計画地南側 50m の区域内に福祉施設(老人福祉センター荒川荘)が立地しているが、この施設は老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき設置された老人福祉センターであり、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームに該当しないため、計画地は第 1 種区域の規制基準がそのまま適用される。

表 3.1-35 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

区域区分		時間区分	
		昼 午前 8 時から午後 7 時	夜 午後 7 時から午前 8 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)		
第 2 種 区域	近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。

注 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注 3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。

資料) 工場・事業場の騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

(b) 作業場等における振動規制

埼玉県生活環境保全条例では、県内全域(さいたま市を除く)を対象に規制対象作業場を指定し、振動を規制している。規制対象作業場は表 3.1-32(3-31 ページ)の騒音と同様であり、本事業では、自動車 20 台以上の駐車場を整備する計画であるため、作業場等に係る振動規制が適用される。

なお、作業場等に係る振動規制は、前述の表 3.1-35(3-34 ページ)に示す区域区分及び規制基準と同様である。

(c) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.1-36 に示すとおりである。

関係市町は、図 3.1-9(3-33 ページ)に示すとおり、すべて規制地域となっている。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、1 号区域となっている。

表 3.1-36 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域区分		基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m 以内の区域	75 デシベル	午後 7 時から 午前 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜 ・ 休日
	2 号区域		工業地域	午後 10 時から 午前 6 時		

注 1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注 3) 振動規制法の対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

- ① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ② 鋼球を使用して破壊する作業
- ③ 舗装版破砕機を使用する作業
- ④ プレーカーを使用する作業

資料) 特定建設作業騒音・振動規制について 埼玉県ホームページ

(d) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1-37 に示すとおりである。

計画地は用途地域の定めのない地域(図 3.1-3、3-7 ページ)であり、第 1 種区域となっている。

表 3.1-37 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分		昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域 都市計画区域外(一部地域)		
第 2 種 区域	近隣商業地域	70 デシベル	65 デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値。

注 2) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

資料) 振動規制法施行規則第 12 条

昭和 52 年 10 月 14 日埼玉県告示第 1343 号及び第 1345 号 埼玉県法規集

(4) 悪臭

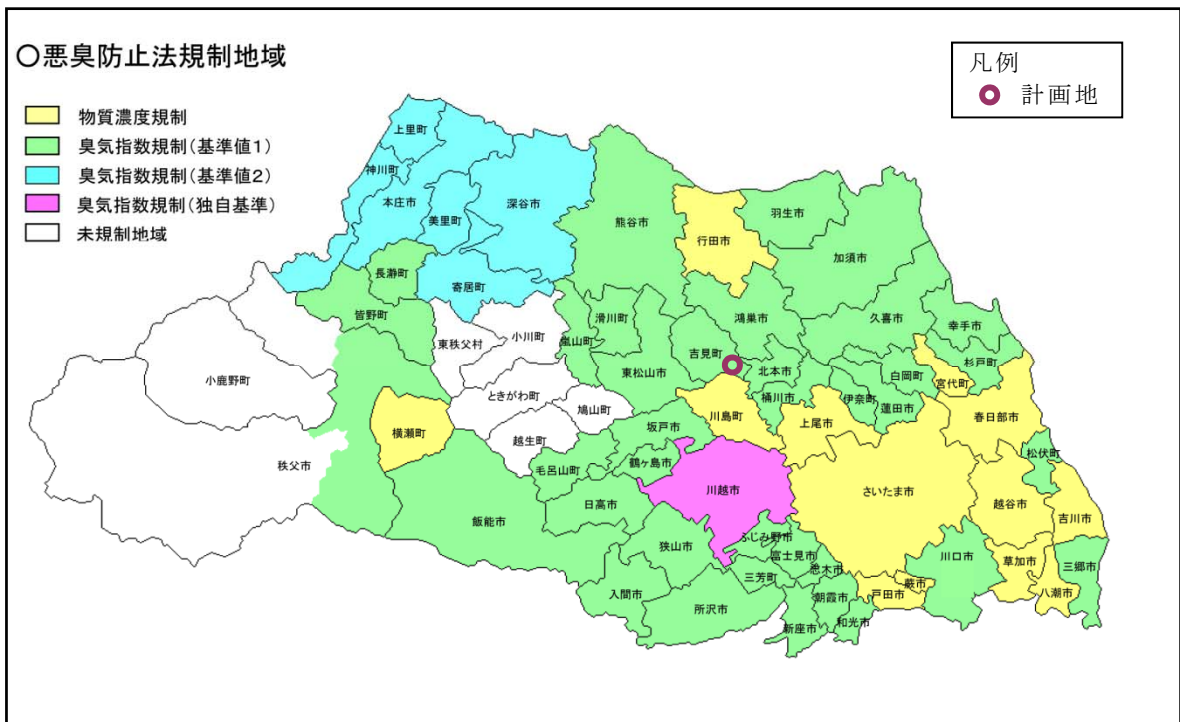
(a) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく規制地域は図3.1-10に示すとおりである。関係市町のうち特定悪臭物質濃度規制は川島町で実施されており、規制基準は表3.1-38～表3.1-40に示すとおりである。臭気指数規制は吉見町、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市で実施されており、規制基準は表3.1-41～表3.1-43に示すとおりである。

計画地は農業振興地域の指定を除外する手続きを行っているため、敷地境界線における臭気指数は表3.1-41に示すA区域の規制基準が適用される。

また、煙突等の排出口における臭気指数の規制基準は、敷地境界線の基準を用いて悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。悪臭防止法施行規則第6条の2では、排出口の実高さが15m以上の施設と未満の施設で換算式が異なり、本事業において新設するごみ焼却処理施設は排出口(煙突)の実高さが15mを超える計画であるため、表3.1-42に示す換算式が適用される。

排水における臭気指数の規制基準は、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出する。換算式は表3.1-43のとおりであり、計画地の敷地境界線における規制基準は表3.1-41より臭気指数15が適用されるため、計画地における排水の臭気指数の規制基準は31となる。



資料) 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

図 3.1-10 悪臭防止法に基づく規制地域

表 3.1-38 敷地境界線における規制基準(濃度規制 22 物質)

単位:ppm

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

注) 区域の区分は下記に示すとおりである。

A 区域: B 区域・C 区域以外の区域

B 区域: 農業振興地域

C 区域: 工業地域・工業専用地域

資料) 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-39 煙突等の排出口における規制基準(濃度規制 13 物質)

<p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p> <p>基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出する。</p>

資料) 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-40 排水中の規制物質(濃度規制 4 物質)

特定悪臭物質	排水中の流量 (m ³ /s)	排水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

注) 区域の区分は表 3.1-38 に同じ。

資料) 悪臭防止法(物質濃度規制)について 埼玉県ホームページ

表 3.1-41 敷地境界線における規制基準(臭気指数規制)

区域区分		基準値(臭気指数)	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C 区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

表 3.1-42 煙突等の排出口における規制基準(臭気指数規制)

<p>敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。</p>						
<p><悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号 排出口の実高さが 15m 以上の施設 ></p> <p>次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。</p> $qt = 60 \times 10^A \div F_{\max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$ <p>これらの式において、qt、F_{\max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>qt : 排出ガスの臭気排出強度(単位:m³N/分)</p> <p>F_{\max}: 別表第 3 に定める式により算出される F(x) (臭気排出強度 1m³N/秒に対する排出口からの風下距離 x(単位:m)における地上での臭気濃度)の最大値(単位:秒/m³N)。ただし、F(x)の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量(単位:m³N/秒)で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。</p> <p>L : 敷地境界線における規制基準</p>						
<p>別表第 3</p> $F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(-(\text{He}(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$ <p>備考</p> <p>この式において、x、σ_y、σ_z、及び He(x)は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>x : 排出口からの風下距離(単位:m)</p> <p>σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(単位:m)</p> <p>σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(単位:m)</p> <p>He(x): 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位:m)。ただし、次式における Hi と ΔHd の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0m。</p> $\text{He}(x) = \text{Hi} + \Delta\text{H} + \Delta\text{Hd}$ <p>この式において、Hi、ΔH 及び ΔHd は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Hi : 第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)</p> <p>ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(単位:m)</p> <p>ΔHd : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(単位:m)</p> <table border="1"> <tr> <td>Hi が Hb 未満の場合</td> <td>-1.5Hb</td> </tr> <tr> <td>Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合</td> <td>Hi - 2.5Hb</td> </tr> <tr> <td>Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>この表において、Hi は第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)を、Hb は周辺最大建物の高さ(単位:m)を表すものとする。</p>	Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb	Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi - 2.5Hb	Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0
Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb					
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi - 2.5Hb					
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0					

資料) 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 をもとに作成

表 3.1-43 排出水中の規制基準(臭気指数規制)

次の式により排出水の臭気指数を算出するものとする。

換算式 $I_w = L + 16$

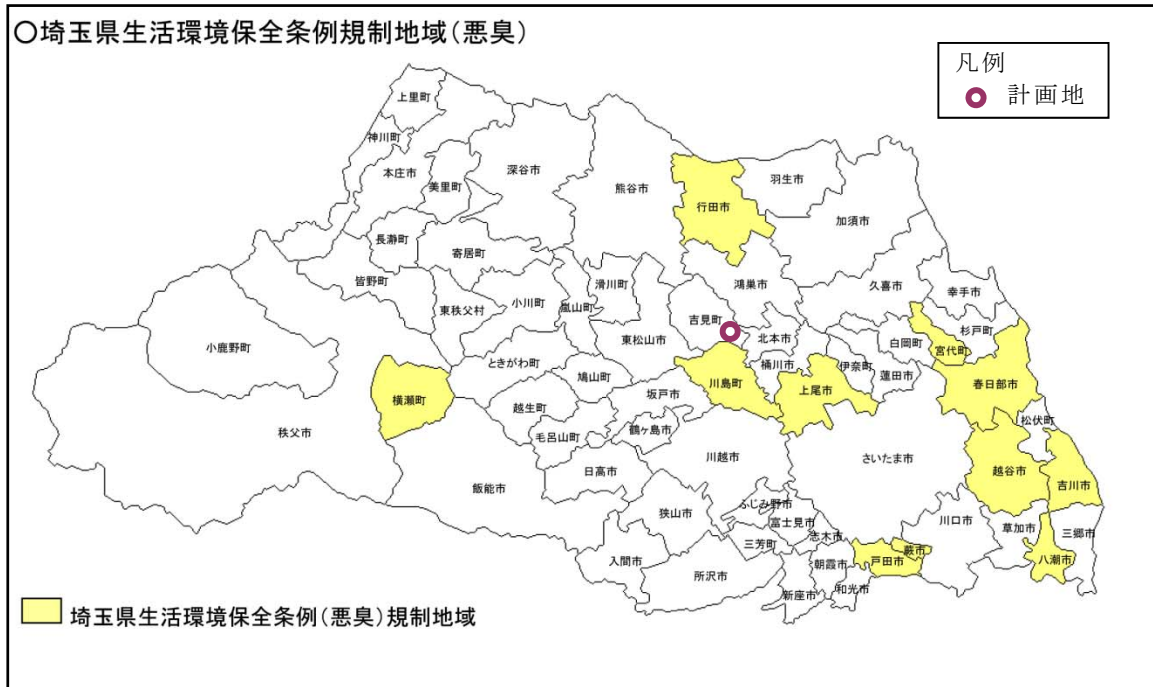
I_w : 排出水の臭気指数

L : 敷地境界線における規制基準

資料) 悪臭防止法施行規則第 6 条の 3

(b) 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭の規制基準

埼玉県生活環境保全条例に基づく規制地域は図 3.1-11 に示すとおりである。関係市町のうち川島町は埼玉県生活環境保全条例に基づく規制を実施しており、規制基準は表 3.1-44 に示すとおりである。



資料) 埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)について 埼玉県ホームページ

図 3.1-11 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制地域

表 3.1-44 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制基準(臭気濃度)

区域の区分	許容濃度(臭気濃度)	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	10	300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	20	500
工業地域 工業専用地域	30	1,000

注) 規制対象業種(業種によっては工程等を限定するものがある。)は以下に示すとおりである。

塗装工事業、食品製造業、合板製造業、家具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電線・ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

資料) 埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)について 埼玉県ホームページ

(5) 水質汚濁

(a) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)は、公共用水域については表3.1-45～表3.1-47に示すとおり、地下水の汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)については表3.1-48に示すとおりである。

なお、計画地周辺の河川の類型指定は、荒川中流(熊谷から秋ヶ瀬取水堰までに限る)はA類型、市野川下流(滑川合流点より下流)がC類型となっている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質及び水底の底質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.1-49に示すとおりである。

表 3.1-45 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準において同じ。	
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

資料) 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号) 環境省

表 3.1-46 生活環境の保全に関する環境基準(河川その1)

項目 類型	利用目的の適応	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
<p>該当水域:全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域</p> <p>備考</p> <p>1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。</p> <p>2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。</p>						

注 1) 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料) 水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 環境省

表 3.1-47 生活環境の保全に関する環境基準(河川その2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

資料) 水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 環境省

表 3.1-48 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー *	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>* :平成 29 年 4 月 1 日からクロロエチレンに名称変更(平成 28 年環境省告示第 31 号)</p> <p>備考</p> <p>1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準において同じ。</p> <p>3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号) 環境省

表 3.1-49 ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値
水質(水質の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考	
1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2) 水質の基準値(水質の底質を除く。)は、年間平均値とする。	

資料) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び
 土壌の汚染に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号) 環境省

(b) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準及び地域地区の指定状況

(ア) 水質汚濁防止法等に基づく特定施設の排水基準

一般廃棄物処理施設である 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m² 以上の焼却施設は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)が定める特定施設に該当し、排水基準が定められている。

水質汚濁防止法に基づく排水基準は、表 3.1-50 及び表 3.1-51 に示すとおりである。

あわせて、埼玉県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」に基づき、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じて表 3.1-52 に示す上乘せ基準が県内全域の公共用水域に適用され、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や水質汚濁防止法で定められていない施設を指定排水として規制している。

水質汚濁防止法に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、計画地の位置する吉見町は図 3.1-12 に示すとおり指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場は、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について総量規制基準(平成 24 年埼玉県告示第 163 号)が適用される。

本事業において新設するごみ焼却処理施設は水質汚濁防止法の特定施設に該当するため、計画地から公共用水域へ排水を排出する場合は、その排水量に係らず表 3.1-50 が適用される。また、日平均排水量 10m³ 以上で表 3.1-52 の上乘せ基準が、日平均排水量 50m³ 以上で表 3.1-51 の排水基準、表 3.1-52 の上乘せ基準及び表 3.1-53 の総量規制基準が適用される。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は表 3.1-54 に示すとおりであり、本事業において新設するごみ焼却処理施設がダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する場合は、この基準値が適用される。

表 3.1-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 ※	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10mg/L
ふっ素及びその化合物 ※*	ふっ素 08mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン ※	0.5mg/L
備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

注 1) ※:一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注 2) *:一部の業種について、上乗せ条例による暫定基準が適用される。

資料) 排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)及び
工場・事業場等排水の水質規制 平成 29 年 8 月 埼玉県環境部

表 3.1-51 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(海域以外の公共用水域)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
りん含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

資料) 排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号) 及び
工場・事業場等排水の水質規制 平成 29 年 8 月 埼玉県環境部

表 3.1-52 上乗せ条例に基づく排水基準(生活環境項目)

単位:mg/L(水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く)

特定施設	上乗せ項目		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		フェノール 類含有量
			既存	新規	既存	新規	
1の2 豚房(総面積 50m ² 以上) 牛房(総面積 200m ² 以上) 馬房(総面積 500m ² 以上)			80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5
69 と畜業・死亡獣畜取扱業							
2001 指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員 が 201~500 人で指定地域 内に設置されるもの)			60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	
72 し尿処理施設 処理対象人員 500 人以下のし 尿浄化槽を除く	し尿浄化槽				70 (日間平均 60)		
	その他	30					
73 下水道終末処理施設			25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)		1
上記以外の特定施設 ○ 指定排水施設							
上乗せ以外の項目(共通)							
水素イオン濃度					5.8~8.6		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)					5		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)					30		
銅含有量					3		
亜鉛含有量 ※					2		
溶解性鉄含有量					10		
溶解性マンガン含有量					10		
クロム含有量					2		
大腸菌群数					日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量 ※*					120(日間平均 60)		
りん含有量 ※*					16(日間平均 8)		

注 1) ○:上記以外の特定施設には一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう)である焼却施設が含まれる。

注 2) ※:一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注 3) *:日平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用される。

注 4) 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準が適用される。

注 5) 水濁法施行令別表第 1 74 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。

注 6) 水濁法施行令別表第 11 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30m³(市街化区域にあっては 10m³) 以上の場合または日平均汚濁負荷量(BOD)が 60kg(市街化区域にあっては、20kg) 以上の場合に適用する。

注 7) 既存・新規の施設…平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設(設置の工事を含む)を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料) 工場・事業場等排水の水質規制 平成 29 年 8 月 埼玉県環境部



資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

図 3.1-12 総量規制指定地域

表 3.1-53 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

＜総量規制基準算定式＞				
$L = C \times Q \times 10^{-3}$				
L : 排出が許容される汚濁負荷量(単位:kg/日)				
C : 下表に掲げる数値(単位:mg/L)				
Q : 特定排出水の量(単位:m ³ /日)				
番号及び業種その他の区分	適用 C 値(新設の場合)	化学的酸素要求量(mg/L)	窒素含有量(mg/L)	りん含有量(mg/L)
221 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)		30	10	1
222 し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)		40	15	1
224 ごみ処理業		30	10	1
232-1 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(221 の項及び 222 の項に係るものを除く。)		70	20	2

注) 総量規制基準は、指定地域内に所在する特定事業場(特定施設を設置する工場・事業場)のうち、日平均排水量が 50m³ 以上のもの(指定地域内事業場)に適用される。

資料) 工場・事業場排水の総量規制 平成 29 年 8 月 埼玉県環境部

表 3.1-54 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出水の排出基準

特定施設の種類	排出基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する 廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10 pg-TEQ/L
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設 であって、汚水等を排出するもの	

資料) ダイオキシン類に関する規制について 平成 27 年 4 月 埼玉県環境部大気環境課

(イ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

埼玉県生活環境保全条例では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が定められている。この作業において汚水等を排出する場合は、表 3.1-50(3-48 ページ)及び表 3.1-55 が適用される。

表 3.1-55 指定土木建設作業に係る項目

項目	基準
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	180(日平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油類含有量)	5 mg/L

注 1) 指定土木建設作業とは、杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事及びアンカー工事をいう。

資料) 工場・事業場等排水の水質規制 平成 29 年 8 月 埼玉県環境部

(6) 土壌汚染

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号)は、表 3.1-56 に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-57 に示すとおりである。

また、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)では土壌の汚染状態の基準が表 3.1-58 に示すとおり定められ、埼玉県生活環境保全条例においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-56 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下 かつ 農用地においては、米 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。
有機りん	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下 かつ 農用地(田に限る。)においては、土壌 15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン *	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン *	0.05 mg/L 以下
<p>*:平成 29 年 4 月 1 日から施行(平成 28 年環境省告示第 30 号)</p> <p>備考</p> <p>1) 検液とは、土壌と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの)とを重量体積比 10%の割合で混合し、かつ、その混合液が 500mL 以上となるように調整した試料液を振とうし、汚染物質を溶出させた液。</p> <p>2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3) 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4) 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	

資料) 土壤汚染環境基準(平成 3 年環境庁告示第 46 号) 環境省

表 3.1-57 土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <p>1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2) 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出または高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3) 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

資料) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.1-58 土壌の汚染状態の基準

特定有害物質の種類	指定基準		
	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと。	(遊離シアン) 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L 以下 (アルキル水銀) 検出されないこと。	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	チクラム	0.006mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
有機りん化合物	検出されないこと。		

注 1) 土壌溶出量基準は 25 の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の 9 物質に限り定められている。

注 2) 土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。

注 3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。

注 4) クロロエチレンの基準値は、平成 29 年 4 月 1 日から適用。

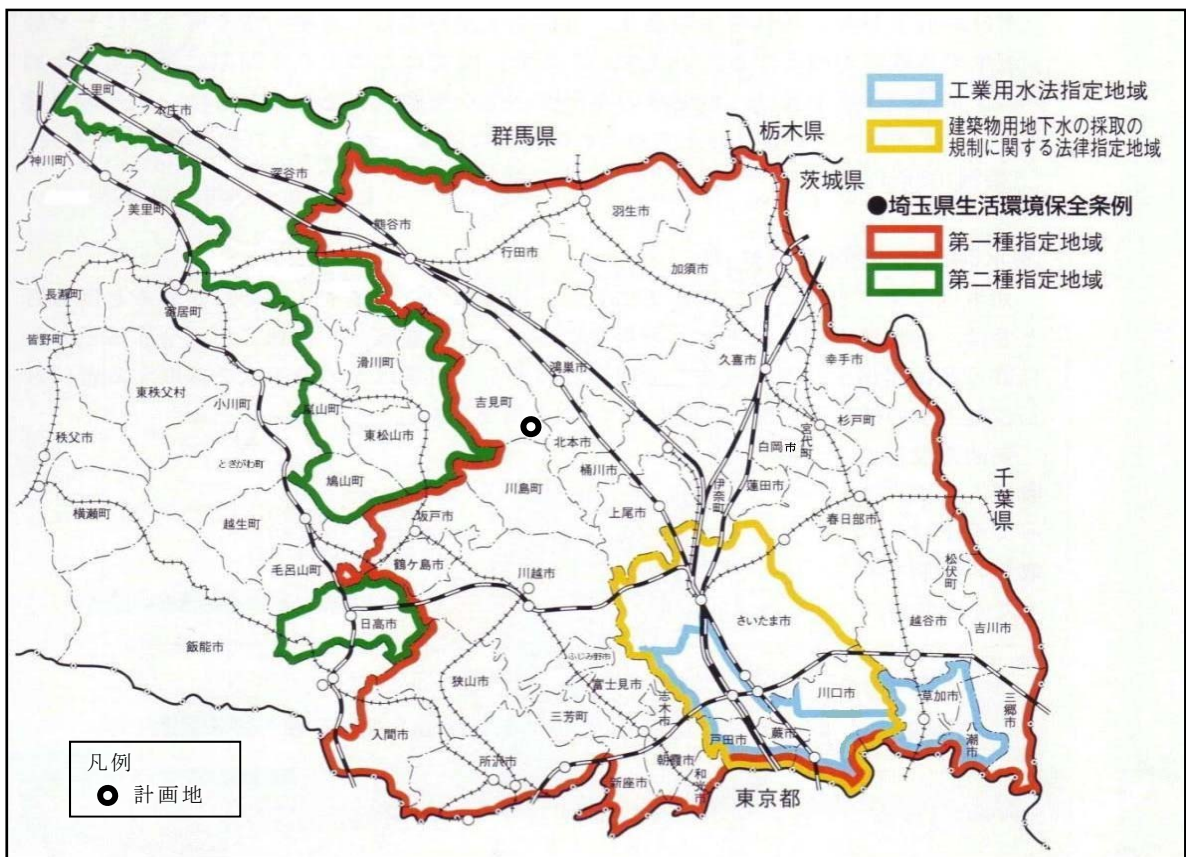
資料) 平成 29 年版埼玉県環境白書

(7) 地盤沈下

工業用水法(昭和31年法律第146号)、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)及び埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取規制地域は図3.1-13に示すとおりである。

埼玉県生活環境保全条例では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。

関係市町では、第一種指定地域は吉見町、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町となっており、第二種指定地域は東松山市となっている。



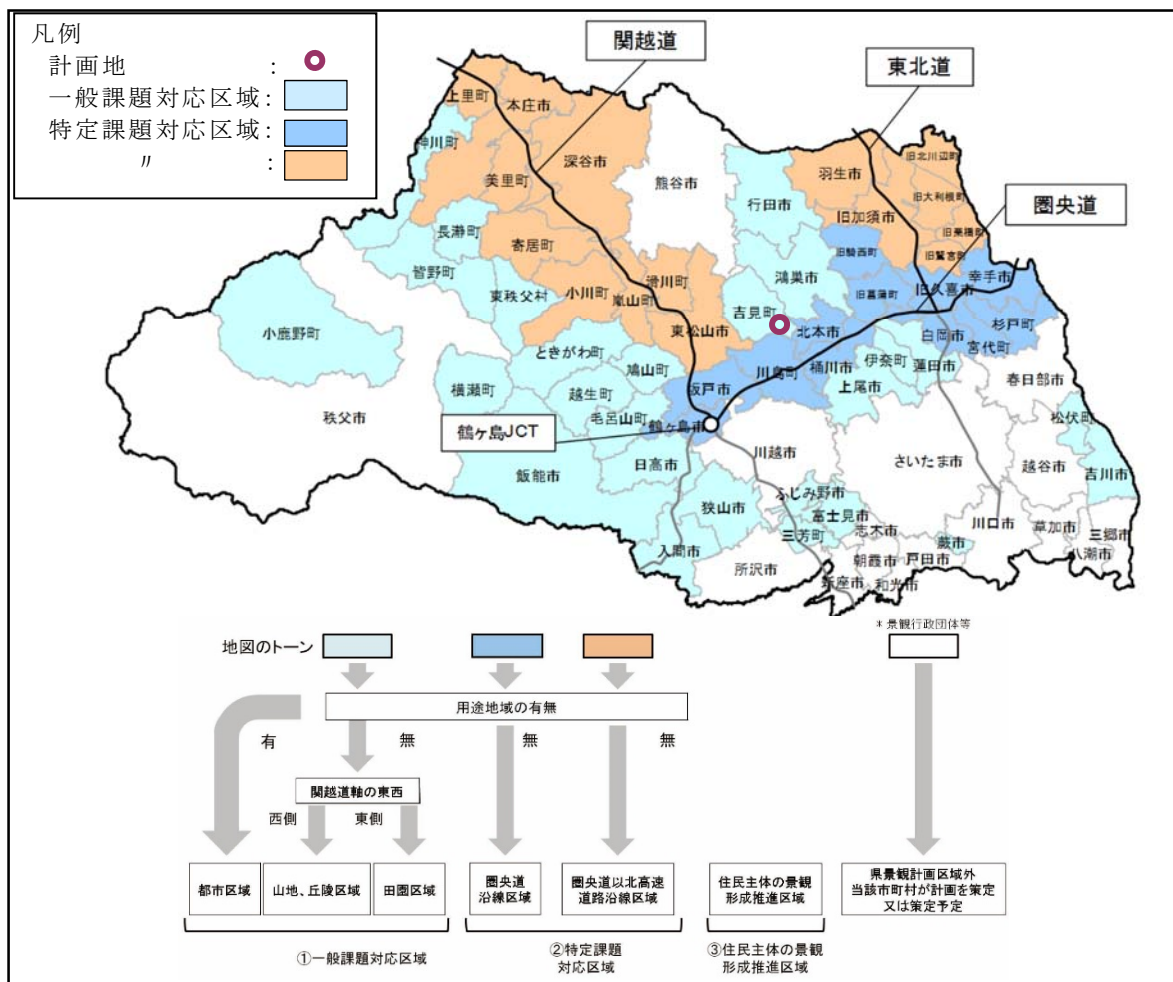
資料) 地下水採取の規制 埼玉県ホームページ

図 3.1-13 地下水採取規制地域図

(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観形成を推進し魅力と風格のある郷土の形成を進めるため、景観法(平成16年法律第110号)に基づき、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画を定めている。

関係市町は図3.1-14に示すとおりすべて埼玉県景観計画に基づく景観計画区域に含まれている。吉見町と鴻巣市の全域及び東松山市、桶川市、北本市、川島町の内、用途地域が定められている区域は一般課題対応区域¹⁾となっている。東松山市、桶川市、北本市、川島町の内、用途地域が定められていない区域は特定課題対応区域²⁾となっている。景観計画区域内において建築物・工作物の新築等を行う場合には届出が必要となり、外観の色彩やデザインについて景観形成基準を踏まえる必要がある。



資料) 埼玉県景観計画 平成28年4月 埼玉県

図3.1-14 景観計画区域

注1) 一般課題対応区域:建築物の新築では高さが15mを超えるものまたは建築面積が1,000m²を超えるもの及び工作物の新築では高さが15mを超えるものが、届出対象となっている。

注2) 特定課題対応区域:建築物の新築では建築面積が200m²を超えるもの(一戸建専用住宅は除く)、及び工作物の新築では高さが10mを超えるものが、届出対象となっている。

(9) 廃棄物

埼玉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、平成28年3月に第8次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理と、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、5年の期間を設けて取り組むこととしている。

関係市町のうち吉見町、東松山市、桶川市、川島町が加わる埼玉中部資源循環組合(現在、9市町村(吉見町、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町及び東秩父村)で構成)では、各市町村が有するごみ処理施設の老朽化が進行してきたこと等から、構成する市町村の循環型社会形成の拠点として、新たなごみ処理施設(熱回収施設等)の整備を推進している。

(10) 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取組みとして、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び埼玉県環境基本計画に基づくストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編))を策定し、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を2005年比21%削減の目標を設定し、活動している。

また、埼玉県地球温暖化対策推進条例においては、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が取り組むべき対策を定めている。

(11) 自然関係法令等

計画地及びその周辺地域の自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表3.1-59に示すとおりである。

埼玉県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、自然公園法に基づく国立公園が1箇所、埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)に基づく県立自然公園が10箇所指定されている。また、埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)に基づく県自然環境保全地域が16地域指定されている。計画地は、これらの地域に指定されていない。

鳥獣の生息環境を保全整備するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣保護区等が設定されている。計画地は、鳥獣保護区には指定されていないが、特定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。

埼玉県らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた風景を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)に基づき、ふるさと緑の景観地等が指定されている。計画地には、指定された景観地等は存在しない。

国土防災に関する法律等に基づき、保安林、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定

地等の指定地域・地区が定められているが、計画地は、これらの指定地域・地区には定められていない。

表 3.1-59 自然関係法令等に基づく指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	周辺地域		
自然保護関連	自然公園法	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保護法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地域	×	×	
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
	ふるさとの森	×	×		
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	○	ラムサール条約
		登記簿に挙げられている湿地の区域	×	×	
	希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	
	国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法	
砂防指定地		×	×	砂防法	
保安林		×	×	森林法	
河川区域		×	○	河川法	
河川保全区域		×	○		
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害防止法	
地下水採取規制地域		×	×	工業用水法	
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利用関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国、県、市指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	吉見町文化財保護条例
			—	×	東松山市文化財保護条例
			—	○	鴻巣市文化財保護条例
			—	×	桶川市文化財保護条例
			—	○	北本市文化財保護条例
		—	○	川島町文化財保護条例	
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	一般課題対応区域	○	○		
	特定課題対応区域	×	○		
	住民主体の景観形成推進区域	×	×		埼玉県景観条例・埼玉県景観計画

注) 周辺地域:計画地周辺3kmの範囲。 ○:指定等がある場合。 ×:指定等がない場合。 —:該当しない場合。